



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 中 森 保  
コード番号 1 9 2 9 ( 東証第一部 )  
問合せ先 執行役員経営企画室長  
阿 部 義 宏  
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の、第 65 期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 【定款の一部変更その 1】

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 乙種優先株式の消却に伴い、乙種優先株式を廃止すべく、現行定款第 6 条の乙種優先株式に係る発行可能種類株式総数、現行定款第 8 条の乙種優先株式に係る単元株式数、現行定款第 2 章の 2 の乙種優先株式の内容の定め、および現行定款第 19 条の 2 の種類株主総会に関する定めを削除するものであります。なお、発行可能株式総数につきましては、現行の普通株式に係る発行可能株式総数にあわせることといたします。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. ～10. (条文省略)  (新 設) <u>11. 前各号に関連する国外における事業</u> <u>12. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. ～10. (現行どおり)  <u>11. 産業廃棄物処分業</u> <u>12. 前各号に関連する国外における事業</u> <u>13. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u>
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1 億 9,000 万株</u> とし、このうち普通株式は 1 億 8,000 万株とし、乙種優先株式は <u>1,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 1 億 8,000 万株 とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の <u>普通株式および乙種優先株式の</u> 単元株式数は、1,000 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="197 226 791 255">第 2 章の 2 優先株式</p> <p data-bbox="197 259 791 291">(乙種優先株式)</p> <p data-bbox="185 295 791 327">第 12 条の 2 当社の発行する乙種優先株式の内容は、</p> <p data-bbox="233 331 791 362">以下に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="185 367 791 398">1. (優先配当金の額)</p> <p data-bbox="233 403 791 1254">当社は、剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）または乙種優先株式の登録株式質権者（以下「乙種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、乙種優先株式 1 株当たり、乙種優先株式の払込金額に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成 20 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 1 月 19 日。いずれにおいても当該日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1 か月未満の期間については年 365 日の日割計算）により算出される額の配当（以下「乙種優先配当金」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に配当金（以下 2. に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。</p> <p data-bbox="233 1258 791 1330">乙種優先配当金配当率 = 日本円 TIBOR（6 ヶ月物）+2.5%</p> <p data-bbox="233 1335 791 1406">「日本円 TIBOR（6 ヶ月物）」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）</p> <p data-bbox="233 1411 791 1706">〔（平成 20 年 3 月 31 日に終了する事業年度にあつては平成 20 年 1 月 18 日。）〕の、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）</p> <p data-bbox="233 1711 791 2029">ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（6 ヶ月物）に代えて用いる。日本円 TIBOR（6 ヶ月物）またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。</p>	<p data-bbox="1008 226 1085 255">(削除)</p> <p data-bbox="1008 259 1085 291">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>累積条項</u> ある事業年度において乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記1. の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下「乙種累積未配当金」という。）。乙種累積未配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。</p> <p>3. <u>非参加条項</u> 乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。</p> <p>4. <u>残余財産の分配</u> 当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、200円を限度に支払う。 乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>5. <u>議決権</u> 乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>6. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> 当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割または併合を行わない。 当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>7. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u> 乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(1) <u>取得を請求することができる期間</u> 平成20年1月18日から平成25年1月17日まで</p> <p>(2) <u>取得の条件</u></p> <p>① <u>乙種優先株式は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</u> 取得と引換えに交付すべき普通株式数＝（乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払い込み金額の総額）÷交付価額</p> <p>② <u>交付価額</u> 交付価額は、当初50円とする。</p> <p>③ <u>上記①および②のほか、交付価額の調整方法その他の交付すべき株式数の算定方法等は、乙種優先株式を初めて発行する時までに、株主総会または取締役会の決議で定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. <u>普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）</u>  <u>乙種優先株式は、上記7.(1)号に規定する取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、上記7.(2)号により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取り扱う。</u></p> <p>9. <u>金銭を対価とする取得条項</u>  <u>当会社は、平成22年6月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）をもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、かかる乙種優先株式を取得するのと引換えに、乙種優先株式1株につき、下記①又は②のいずれか高い方の額の金銭を乙種優先株主に対して交付する。なお、乙種優先株式の一部を取得するときは、当社が各乙種優先株主から取得する乙種優先株式の数は、各乙種優先株主が保有する乙種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。</u></p> <p>① <u>以下の算式により算出される金額</u></p> $\text{償還価額} = \frac{\text{普通株式1株当たり時価}}{\text{交付価額}} \times 200$ <p><u>上記の算式において、「普通株式1株当たり時価」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいい、「交付価額」とは、強制償還日における第7項第(2)号②に定める交付価額をいう。</u></p> <p>② <u>240円</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第19条の2 ① 第15条、第17条ないし第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>④ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>

【定款の一部変更その2】

1. 変更の理由

- (1) 本日付け「単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および株式併合に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを求めています。当社といたしましては、上場企業としてかかる趣旨を尊重するために上記【定款の一部変更その1】に係る定款変更後の定款第8条の普通株式の単元株式数の変更を行い、普通株式の株式単位を100株とするものです。この売買単位の変更により、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、個人投資家層の増加を図ることをも目的にしております。
- (2) 本日付け「単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および株式併合に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、株式希薄化への対策、および、さらなる株価上昇に向けた環境整備の一環として発行済株式総数をより適正化するための当社の普通株式4株を1株に併合する株式併合の実施に伴い、普通株式の発行済株式総数が減少することを勘案し、株主の皆様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮しつつ、投資家の皆様に投資して頂きやすい環境を整えるため、上記(1)の単元株式数の変更とともに上記【定款の一部変更その1】に係る定款変更後の定款第6条の発行可能株式総数の減少を実施するものです。なお、発行可能株式総数につきましては、こうした目的の実現と今後当社に発生しうる資金需要に迅速に対応する必要性を勘案して決定しております。
- (3) 上記(1)および(2)の単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更ならびに株式併合の資本政策を一体的に実現するために、上記(1)および(2)の定款変更の効力発生を第65期定時株主総会における上記【定款の一部変更その1】に係る議案および株式併合に関する議案の承認可決ならびに上記株式併合の効力発生(平成24年10月1日)を条件として、平成24年10月1日を効力発生日とする附則を新設するものです。

※上記(1)ないし(3)の詳細につきましては、本日付け「単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および株式併合に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

前記定款変更後の定款	追加変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億8,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>5,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(附則) <u>第1条 第6条および第8条の変更は、当社第65期定時株主総会の第3号議案および第4号議案が承認可決され、かつ第4号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、平成24年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日(予定)
- (2) 定款の一部変更その1の効力発生日 平成24年6月28日(予定)
- (3) 定款の一部変更その2の効力発生日 平成24年10月1日(予定)
- (発行可能株式総数および単元株式数の変更)

以上